

消費者等支援事業実施要綱

制定 平成24年3月16日

1 目的

適正な計量の実施は、商品の製造から販売に至る社会各般の取引や証明において必要不可欠なものであるが、その重要性を認識する機会は極めて少ない。このため、市町村や消費者団体等が計量に関する講座等（以下「講座等」という。）を開催するに際して必要な支援を行い、計量思想の普及啓発を推進する。

2 対象者

支援を受けることができる者は、講座等を主催する福島県内の市町村の機関の長又は消費者団体等の長（以下「申請者」という。）とする。

3 事業実施期間

毎年5月1日から2月末日までとする。

4 申請方法

申請者は、次の（１）及び（２）の事業の両方又はどちらか一方を申請することができる。

（１）講師派遣依頼

申請者は、講師派遣を依頼しようとするときは、派遣を希望する日の概ね30日前までに消費者等支援事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により福島県計量検定所長（以下「所長」という。）へ依頼しなければならない。

（２）質量計の貸出し

申請者は、福島県計量検定所（以下「当所」という。）の所有する質量計（以下「質量計」という。）の貸出しを依頼しようとする場合は、貸出しを希望する日の概ね14日前までに申請書を所長に提出しなければならない。

5 支援の決定

所長は、申請書を審査のうえ支援することを決定したときは、消費者等支援事業承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

6 講師派遣

所長は、講師の派遣を決定したときは、当所職員を派遣するものとする。

7 質量計の貸出期間

質量計の貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、その期間を変更することができるものとする。

8 質量計の返却

申請者は、承認された貸出期間内に質量計を返却しなければならない。

9 費用

（１）申請者が派遣を依頼した講師の旅費については、当所の負担とする。

（２）質量計の貸出し及び返却に要する費用は、当所職員が持参する場合を除き、申請者の負担とする。

10 損害賠償

申請者が、質量計を亡失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

11 目的外使用の禁止

申請者は、質量計を申請目的以外に使用しないこと。

12 貸出しの停止

所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを停止することができる。

（１）10に規定する賠償をしない場合。

（２）質量計を申請目的以外に使用した場合。

（３）その他、申請者に重大な過失があることを所長が認めた場合。

13 その他

この要綱に定めるものの他必要な事項は、申請者と別途協議のうえ、所長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

消費者等支援事業申請書

福島県計量検定所長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

下記事業の実施に必要なので、支援を申請します。

記

1 事業名及び内容

2 開催期間及び会場

(1) 実施年月日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 会 場 会場名

住 所

連絡先(電話番号)

(3) 受講者数(予定) 名

3 講師派遣依頼の有無 あり ・ なし (※「あり」の場合は以下も記入すること)

派遣依頼日時 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

4 質量計貸出の有無 あり ・ なし (※「あり」の場合は以下も記入すること)

貸出を申請する質量計の台数 電気抵抗線式はかり(ひょう量:1000g、目量:1g(0~800g)2g(800超~1000g)) 台

5 貸出しを希望する期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 返却予定日 平成 年 月 日

(備考)

- 1 講座の実施内容がわかる資料を添付してください。
- 2 貸出用の質量計の数に限りがあるため、希望に添えない場合があります。
- 3 上記3の講師派遣依頼の有無及び4の質量計貸出の有無については、いずれかを○で囲んでください。

(様式第2号)

平成 年 月 日

消費者等支援事業承認書

様

福島県計量検定所長

公印

平成 年 月 日付けで申請ありましたこのことについて、下記のとおり承認します。

記

1 開催講座

(1) 講座名

(2) 実施年月日 平成 年 月 日

(3) 会場 会場名

住所

(4) 受講者数(予定) 名

2 講師派遣の有無 あり ・ なし

派遣日時 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

3 質量計貸出しの有無 あり ・ なし

貸出しを承認する質量計の台数 電気抵抗線式はかり(ひょう量:1000g、目量:1g(0~800g)2g(800超~1000g)) 台

4 貸出期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 貸出しの条件

(1) 上記4の貸出期間内に、速やかに返却すること。

(2) 貸出しを受けた質量計は、申請目的以外に使用しないこと。

(3) 貸出しを受けた質量計を亡失又はき損したときは、速やかに福島県計量検定所長に報告するとともに借受者の負担において損害を賠償すること。

(4) 貸出しを受けた質量計の運搬は、借受者の責任において安全に行うこと。

(事務担当 指導課 電話024-521-7655 FAX024-521-7978)